

平成30年度北斗の拳バルーン製作委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

平成30年度北斗の拳バルーン製作委託業務

2 目的

佐久市出身であり、人気漫画「北斗の拳」の原作者である武論尊氏をはじめとする関係者の協力のもと、「佐久市」と「北斗の拳」とのコラボレーションによる熱気球と熱気球ミニチュア模型の製作を行い、市の情報発信と観光振興による地域の活性化に繋げる。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 予定業務期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、『平成30年度北斗の拳バルーン製作委託業務企画提案者審査委員会』（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

6 事業費限度額

11,300,000円（消費税等を含む。）

7 参加資格要件

本実施要領の公告日から候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 佐久市の「物品購入等入札（見積）参加登録者名簿」（以下「名簿」という。）の「役務・業務（製作・企画）」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類（11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を参照）を佐久市観光課（以下「事務局」という。）に提出し、審査委員会の審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 公告日から遡って過去10年間において、バルーン製作の実績を2件以上有していること。なお、実績については公的機関からの受託か民間からの受託かは問わない。
- (6) 参加申込は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体の構成事業者の数は3者以下とする。
- イ 構成事業者の出資比率は、代表事業者を最大とし、1構成事業者あたり10%以上とすること。
- ウ 共同企業体の代表事業者が申し込みをすること。
- エ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが「7（1）から（4）」の全ての要件を満たす事業者であること。
- オ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、「7（5）」の要件を満たす事業者であること。
- カ 共同企業体構成員は、他の共同企業体又は単体事業者として重複して申し込みをすることはできない。

8 選考日程

内容	期間等
公告	平成30年 8月22日（水）
質問の受付（電子メール）	提出期限 平成30年 8月30日（木） 17時15分必着
質問の回答（ホームページ）	平成30年 9月 4日（火）
参加表明・企画提案書等の受付（持参または郵送）	提出期限 平成30年 9月12日（水） 17時15分必着
一次審査（書類審査）	事務局にて速やかに審査対応 結果通知日 平成30年 9月14日（金）予定
二次審査 （プレゼンテーション審査）	実施日 平成30年 9月28日（金）予定 結果通知日 平成30年10年 1日（月）予定

9 質問

- (1) 提出期限 平成30年8月30日(木) 17時15分まで(必着)
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信
 - ア 送信時件名は、「プロポーザル質問(業者名)」とすること。
 - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとし、メール以外の方法での質問は受け付けない。
 - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4) 回答方法 平成30年9月4日(火)までに佐久市ホームページで回答する。

10 参加表明及び企画提案

- (1) 提出期限 平成30年9月12日(水) 17時15分まで(必着)
- (2) 提出書類(正本1部、副本9部(下記ウ～ス)とする。)
 - ア 参加表明書兼誓約書(様式2)
 - イ 企画提案書等提出届(様式4)
 - ウ 会社概要書(様式5)
 - エ 実施要領7(5)に定める実績が確認できる書類(契約書の写し、事例の写真等)
 - オ 業務執行体制(様式6)
 - カ 業務工程表(任意様式)
 - キ 参考見積書(様式7)
 - ク 参考見積書内訳書(任意様式)
 - ケ 共同企業体協定書(様式8)
 - コ 企画提案書(様式9)
 - サ 熱気球イメージ図及びミニチュア模型イメージ図(上下左右いずれの角度から見ても全体デザインがイメージできるもの)
 - シ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体
- (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送 必着
持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

(4) その他

ア 各提出書類ともA4サイズ縦置きとし、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。

イ 正本（1部）には、事業名「平成30年度 北斗の拳バルーン製作委託業務 公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。

ウ 副本9部には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。

エ 提案は、1者につき1提案に限る。

オ 参加確認結果通知日 平成30年9月12日（水）

11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市名簿に登録されていない者は、以下の書類を期限までに一部提出すること。

(1) 提出期限 平成30年9月12日（水）17時15分まで。（必着）

(2) 提出書類

ア 物品購入等入札（見積）参加願【追加申請様式】

イ 誓約書【追加申請様式】

ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式】

エ 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）【追加申請様式】

キ 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）

ク 申請の直前1年間の各事業年度の財務諸表

ケ 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式】

コ 業務実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式】

12 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1) 提出期限 平成30年9月12日（水）17時15分まで

(2) 提出書類 辞退届（様式3）

(3) 提出方法 郵送または持参 ※郵送の場合は、提出期限必着のこと

13 審査方法等

本要領に定める事項を満たした者について、審査委員会において企画提案書等の審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

(1) 審査方法

- ア 審査は、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価する。
- イ 一次審査（書類審査）にて選定した後、選定された者に対して二次審査（プレゼンテーション）を行う。なお、一次審査では、別紙「評価基準表」に基づき書類審査を行い、上位5社を一次審査合格者として選定する。
- ウ プレゼンテーションの実施後、佐久市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。
- エ プレゼンテーションは平成30年9月28日（金）（予定）に実施する。日時・開催場所等の詳細は、別途参加者に通知する。
- オ プレゼンテーションの実施時間は1事業者につき30分程度を予定しており、準備時間5分、事業者からの企画提案内容の説明を15分間実施した後、10分程度の質疑応答の予定である。
- カ プレゼンテーションの方法は、提出した提案書に基づき説明をすることとし、新たな資料の提出は不可とする。なお、プロジェクター（エプソン社製 EB-18）、スクリーン（100インチ）について佐久市観光課で準備する。
- キ 説明者は原則として、本業務の担当が行うこと。また、会場への入室は3人以内とする。その際、身分証を提示すること。
- ク プレゼンテーションは提案事業者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。

(2) 審査の観点

別表「北斗の拳バルーン製作委託業務公募型プロポーザル評価表」を参照のこと。

(3) 審査結果の通知

審査結果は書面により通知する。また、審査の経緯及び結果に関しての質疑、異議申し立ては受け付けない。

14 契約の締結等

- (1) 受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。

- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合、または提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

- (9) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。
- (10) 本プロポーザルにおいて、市の要求水準を満たす提案がなかった場合、優秀提案者の選定は行わない。また、参加が一社の場合であっても、本市の要求水準を満たす提案であれば、その者を優秀提案者として選定する。

17 事務局

〒385-8501 佐久市中込3056番地 佐久市役所経済部
観光課 係長：田中 担当：原田
TEL：0267-62-3285
メールアドレス：kanko@city.saku.nagano.jp